

ご存じですか？

嘉手納町食料品加工センターの利用について(ご案内)

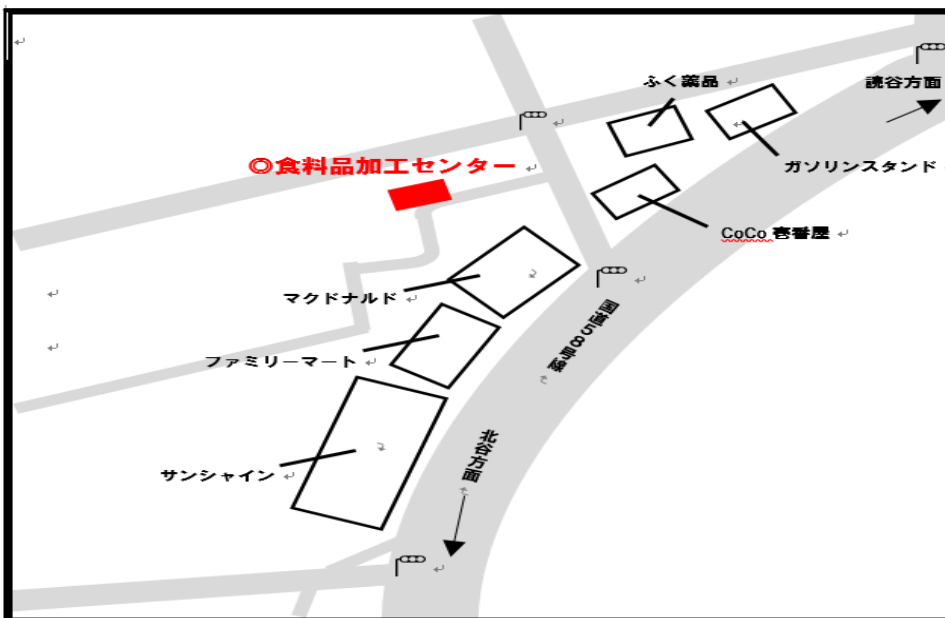
～ 町内団体等でのご利用をご検討ください！ ～

嘉手納町では、「農林水産物の加工、特産品づくり、郷土料理の継承及び普及による食生活の改善等を図る」ための施設として、**嘉手納町食料品加工センター**(※以下、食料品加工センター)が設置されています。

本チラシは、食料品加工センターの詳しい情報をお知らせし、利用促進を図るために作成しました。ぜひ、食料品加工センター利用の検討資料としてご活用ください。

※但し、営利目的として食料品加工センターを利用することはできません。

1. 場所(嘉手納町字水釜329番地5) ※マクドナルド58号嘉手納店裏



2. 使用許可申請書の提出

使用を希望する団体は、[嘉手納町食料品加工センター使用許可申請書(様式第1号)]を、使用日の5日前までに町長(産業環境課窓口)に提出し、使用許可を受けてください。

※申請書提出前に、電話等にて空き状況を確認し仮予約いただくことをお勧めします。

3. 設備及び使用料

1階 加工調理室:業務用のキッチン設備・備品が揃っており、大量調理が可能です！

(使用料 施設:300円/1時間 冷房:300円/1時間)

2階 試食・体験室:調理した料理を団体メンバーで会食することができます！

テーブル9台、イス33脚あり。

(使用料 施設:250円/1時間 冷房:200円/1時間)

※上記使用料は町内団体料金です。

町外団体の施設使用料は上記金額の10割増しとなります。

4. 使用条件

- ① 団体で加工調理室を使用し、協力して共通の料理を作ること。
- ② 調理した料理は、団体での消費又は家庭等へ持ち帰ることを原則とし、販売目的でないこと。
※但し、町内イベント等での単発的な販売については許容します。
- ③ 所定の会員名簿を提出できること。
※町内団体の条件:会員のうち、過半数が町内条件(住所又は職場)を満たしていること。

5. 使用日時について

使用時間は、午前8時30分から午後10時までとなります。

※12月29日から1月3日までは休館日となります。

☆こんな時に使用できます(団体・施設使用例)☆

- ・父母会による子供たちへのお弁当作り
- ・職場内の親睦会
- ・ママ友同士でのお菓子作り
- ・親族内でのお祝い etc...

☆主な調理備品☆

- | | |
|-----------|-----------|
| ・ガスレンジ | ・チョッパー |
| ・ステンレス回転釜 | ・野菜裁断機 |
| ・蒸し器 | ・コネ器(混合器) |
| ・脱水機 | ・ミキサー |
| ・冷凍冷蔵庫 | ・ガス炊飯器 |

まずはお気軽にご相談ください!

☆問い合わせ先☆

嘉手納町役場 産業環境課 農林水産係

TEL:098-956-1111(内線 322 又は 324)